

令和8年第2回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和8年6月1日

令和8年第2回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

始めに、「窓口・オフィス改革」についてでございます。

今年度は、庁舎1階と議会棟2階における改革を行いますが、特に1階につきましては、年内に改修とシステムの試行を終え、年明けの供用開始を予定してまいります。

新しい窓口では、庁舎1階に配置する住民課、保険課、地域福祉課を一つの“総合窓口”とし、来庁者の移動を極力抑え、これまで以上に“書く手間”や“待つ時間”を減らすとともに、新たにコンシェルジュを配置し、“迷わない”業務案内等を行うことで、利便性の高い効率的なサービスが提供できるようにしてまいります。

なお、1階の改修期間中は、5階に臨時窓口を設けることになり、来庁者には御不便をお掛けするところもあるかとは思いますが、早めの周知と来庁時の丁寧な説明・案内等を通して、理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

また、議会棟2階の改修でございますが、第3回定例会前

の完了を目指しており、議会運営に影響が出ないように速やかに進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、「東海村歴史と未来の交流館・開館5周年記念事業」
についてでございます。

“歴史と未来の交流館”は、生涯学習施設の拠点として、令和3年7月に開館し、来月に5周年を迎えます。

この間、自主事業を精力的に展開しており、村内小中学生を対象に、科学実験や工作、野外活動等を行う「とうかい子どもキャンパス」を162回、東海村全体を“屋根のない博物館空間”と捉えた「とうかいまるごと博物館講座」(まる博)を554回、学校と連携した「ジョイント授業」を90回、学芸員による企画展示は16回を数え、来館者数は間もなく20万人に達しようとしております。

また、東海村の自然や文化財を守り伝える人材の育成や、青少年活動の推進にも力を入れており、“ひとづくり・まちづくり”の活力と賑わいにあふれる施設として、着実に実績を積み重ねてまいりました。

来月20日(月曜日)には、開館5周年を記念する“オープニングイベント”の開催を予定しており、この日を皮切りに、以後2か月間にわたって、さまざまな記念事業を行うこととしているほか、この施設が一層親しみをもって

利用されるような愛称やロゴマークの募集，テーマソングの制作等も検討しているところでございます。

村としましては，5周年という一つの節目を迎えるに当たり，これまでの歩みを振り返りつつ，引き続き多くの方々が世代を超えて集い，語り合い，学び合うことを通して，一人一人が郷土への誇りと愛着を持てるよう，取り組みを深化させてまいります。

それでは，行政報告の案件を申し上げます。

報告第4号及び報告第5号 寄附の受入れにつきましては，報告第4号が，東海村遺族会 会長 ^{さとう ひろこ}佐藤 弘子 氏から，「博物館資料として保存活用するため」として，「東海村戦没者アルバム」（2冊）の寄附の申し出があったもの，また，報告第5号は，エーテック株式会社 代表取締役社長 ^{くげ しんじ}久家 伸司 氏から，「子供たちのため」にと10万円の寄附の申し出があったものであり，これらを受け入れましたので，議会に報告するものでございます。

報告第6号 令和7年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては，令和8年第1回定例会で議決の繰越明許費3億3,081万8千円のうち，1億7,143万4千円

を令和8年度へ繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第7号 令和7年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和8年第1回定例会で議決の繰越明許費9,872万3千円の全額を令和8年度へ繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第8号 令和7年度東海村一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、令和7年度中に、村道用地購入費及び用地購入に係る補償金として支出負担行為を行った2億1,480万6,390円のうち、都市計画道路・勝木田下の内線の整備に係る用地購入に関し、地権者側の事情により、建物等の年度内移転が完了しないため、1,037万2,031円を令和8年度へ繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第150条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第9号 令和7年度東海村水道事業会計予算繰越計算書につきましては、須和間配水場・非常用発電機設備等更新工事等に係る建設改良費のうち、2億4,215万4千円を

令和8年度へ繰り越しましたので、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第10号 令和7年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、公共下水道工事等に係る建設改良費のうち、1億3,000万円及び流域下水道建設費のうち、2,354万7千円を令和8年度へ繰り越しましたので、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上で行政報告といたします。